

「修正国際基準の適用」

2016年7月25日

「修正国際基準の適用」（2015年6月30日公表）を次のように改正する（改正部分に網掛を付している。）。

改正後	改正前
<p>修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）</p> <p>修正国際基準の適用</p> <p style="text-align: right;">2015年6月30日 改正2016年7月25日 企業会計基準委員会</p>	<p>修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）</p> <p>修正国際基準の適用</p> <p style="text-align: right;">2015年6月30日 企業会計基準委員会</p>
<p>適用時期</p> <p>2015年6月公表の修正国際基準</p> <p>5. 修正国際基準は、2016年3月31日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用することができる。四半期連結財務諸表に関しては、2016年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から修正国際基準を適用することができる。</p> <p>2016年7月改正の本文書</p> <p>6. 2016年7月改正の本文書は、公表日以後開始する連結会計年度より適用する。</p> <p>7. 別紙1に記載された会計基準等について、当該会計基準等に記載された発効日及び経過措置に基づき適用しなければならない。ただし、別紙1に示されたIFRS第9号「金融商品」（2013年）については、次のとおりとする。</p> <p>➤ IFRS第9号「金融商品」（2013年）7.3.2項を以下のとおりとする（取消線は削除部分を示す。）。 「This Standard supersedes IFRS 9 issued in 2009 and IFRS</p>	<p>適用時期</p> <p>5. 修正国際基準は、2016年3月31日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用することができる。四半期連結財務諸表に関しては、2016年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から修正国際基準を適用することができる。</p> <p>6. 別紙1に記載された会計基準等について、次項に記載したものを除き、当該会計基準等に記載された発効日及び経過措置に基づき適用しなければならない。</p> <p>7. 次の会計基準等における発効日に関する規定は、次のとおりとする。</p> <p>➤ IFRS第9号「金融商品」（2010年）7.1.1項を「An entity shall apply IFRS 9 (2010) for annual periods beginning on or after 1 January 2018. Earlier application is permitted. However, if an entity elects to apply IFRS 9 (2010) early,</p>

改正後	改正前
<p>9 issued in 2010. However, an entity may elect to apply IFRS 9 issued in 2009 or IFRS 9 issued in 2010 instead of applying this Standard.」</p> <p>(参考日本語訳) 本基準書により、2009年公表のIFRS第9号及び2010年公表のIFRS第9号は廃止される。ただし、企業は本基準に代えて2009年公表のIFRS第9号又は2010年公表のIFRS第9号を適用することを選択できる。</p>	<p>it must apply all of the requirements in IFRS 9 (2010) at the same time. If an entity applies IFRS 9 (2010) in its financial statements for a period beginning before 1 January 2018, it shall disclose that fact and at the same time apply Appendix C <i>Amendments to other IFRSs</i> of IFRS 9 (2010).」に置き換える。</p> <p>(参考) 企業は、IFRS第9号(2010年)を2018年1月1日以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。しかし、企業がIFRS第9号(2010年)を早期適用することを選択する場合には、IFRS第9号(2010年)の要求事項のすべてを同時に適用しなければならない。企業がIFRS第9号(2010年)を2018年1月1日前に開始する期間の財務諸表に適用する場合には、企業はその旨を開示し、同時にIFRS第9号(2010年)の付録C「他のIFRSの修正」を適用しなければならない。</p>
<p>議 決</p> <p>8. 2015年6月公表の本文書は、第314回企業会計基準委員会に出席した委員12名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。 (以下 略)</p>	<p>議 決</p> <p>8. 本文書は、第314回企業会計基準委員会に出席した委員12名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。 (以下 略)</p>
<p>9. 2016年7月改正の本文書は、第341回企業会計基準委員会に出席した委員12名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</p> <p>小 野 行 雄 (委員長) 小賀坂 敦 (副委員長) 貝 増 眞 川 西 安 喜 西 山 賢 吾 安 井 良 太</p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前												
弥 永 真 生 柳 橋 勝 人 湯 川 喜 雄 吉 田 和 稔 米 田 部 敬 渡 部 仁													
別紙 1 当委員会が採択した IASB により公表された会計基準等 (中略) 会計基準 (2013 年 12 月 31 日現在で公表されているもの) <table border="1" data-bbox="253 651 1144 1034"> <thead> <tr> <th>会計基準の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>IFRS 第 8 号「事業セグメント」</td> </tr> <tr> <td>* IFRS 第 9 号「金融商品」(2013 年)</td> </tr> <tr> <td>IFRS 第 10 号「連結財務諸表」</td> </tr> <tr> <td>(以下 略)</td> </tr> </tbody> </table>	会計基準の名称	(中略)	IFRS 第 8 号「事業セグメント」	* IFRS 第 9 号「金融商品」(2013 年)	IFRS 第 10 号「連結財務諸表」	(以下 略)	別紙 1 当委員会が採択した IASB により公表された会計基準等 (中略) 会計基準 (2012 年 12 月 31 日現在で公表されているもの) <table border="1" data-bbox="1193 651 2085 1034"> <thead> <tr> <th>会計基準の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>IFRS 第 8 号「事業セグメント」</td> </tr> <tr> <td>* IFRS 第 9 号「金融商品」(2010 年)</td> </tr> <tr> <td>IFRS 第 10 号「連結財務諸表」</td> </tr> <tr> <td>(以下 略)</td> </tr> </tbody> </table>	会計基準の名称	(中略)	IFRS 第 8 号「事業セグメント」	* IFRS 第 9 号「金融商品」(2010 年)	IFRS 第 10 号「連結財務諸表」	(以下 略)
会計基準の名称													
(中略)													
IFRS 第 8 号「事業セグメント」													
* IFRS 第 9 号「金融商品」(2013 年)													
IFRS 第 10 号「連結財務諸表」													
(以下 略)													
会計基準の名称													
(中略)													
IFRS 第 8 号「事業セグメント」													
* IFRS 第 9 号「金融商品」(2010 年)													
IFRS 第 10 号「連結財務諸表」													
(以下 略)													
解釈指針 (2013 年 12 月 31 日現在で公表されているもの) <table border="1" data-bbox="253 1082 1144 1337"> <thead> <tr> <th>解釈指針の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>IFRIC 第 20 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」</td> </tr> <tr> <td>IFRIC 第 21 号「賦課金」</td> </tr> </tbody> </table>	解釈指針の名称	(中略)	IFRIC 第 20 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」	IFRIC 第 21 号「賦課金」	解釈指針 (2012 年 12 月 31 日現在で公表されているもの) <table border="1" data-bbox="1193 1082 2085 1337"> <thead> <tr> <th>解釈指針の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>IFRIC 第 20 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」</td> </tr> <tr> <td>SIC 第 7 号「ユーロの導入」</td> </tr> </tbody> </table>	解釈指針の名称	(中略)	IFRIC 第 20 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」	SIC 第 7 号「ユーロの導入」				
解釈指針の名称													
(中略)													
IFRIC 第 20 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」													
IFRIC 第 21 号「賦課金」													
解釈指針の名称													
(中略)													
IFRIC 第 20 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」													
SIC 第 7 号「ユーロの導入」													

改正後		改正前													
SIC 第 7 号「ユーロの導入」		(以下 略)													
(以下 略)															
別紙 2 企業会計基準委員会による修正会計基準 以下は、企業会計基準委員会による修正会計基準の一覧を示している。		別紙 2 企業会計基準委員会による修正会計基準 以下は、企業会計基準委員会による修正会計基準の一覧を示している。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>企業会計基準委員会による修正会計基準の名称</th> <th>「削除又は修正」の対象となる会計基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業会計基準委員会による修正会計基準第 1 号「のれんの会計処理」(2015 年 6 月 30 日公表)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 3 号「企業結合」 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 </td> </tr> <tr> <td>企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」(2016 年 7 月 25 日改正)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 7 号「金融商品：開示」 IFRS 第 9 号「金融商品」(2013 年) IAS 第 1 号「財務諸表の表示」 IAS 第 19 号「従業員給付」 </td> </tr> </tbody> </table>	企業会計基準委員会による修正会計基準の名称	「削除又は修正」の対象となる会計基準等	企業会計基準委員会による修正会計基準第 1 号「のれんの会計処理」(2015 年 6 月 30 日公表)	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 3 号「企業結合」 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 	企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」(2016 年 7 月 25 日改正)	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 7 号「金融商品：開示」 IFRS 第 9 号「金融商品」(2013 年) IAS 第 1 号「財務諸表の表示」 IAS 第 19 号「従業員給付」 		<table border="1"> <thead> <tr> <th>企業会計基準委員会による修正会計基準の名称</th> <th>「削除又は修正」の対象となる会計基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業会計基準委員会による修正会計基準第 1 号「のれんの会計処理」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 3 号「企業結合」 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 </td> </tr> <tr> <td>企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 7 号「金融商品：開示」 IFRS 第 9 号「金融商品」(2010 年) IAS 第 1 号「財務諸表の表示」 IAS 第 19 号「従業員給付」 </td> </tr> </tbody> </table>	企業会計基準委員会による修正会計基準の名称	「削除又は修正」の対象となる会計基準等	企業会計基準委員会による修正会計基準第 1 号「のれんの会計処理」	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 3 号「企業結合」 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 	企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 7 号「金融商品：開示」 IFRS 第 9 号「金融商品」(2010 年) IAS 第 1 号「財務諸表の表示」 IAS 第 19 号「従業員給付」 	
企業会計基準委員会による修正会計基準の名称	「削除又は修正」の対象となる会計基準等														
企業会計基準委員会による修正会計基準第 1 号「のれんの会計処理」(2015 年 6 月 30 日公表)	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 3 号「企業結合」 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 														
企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」(2016 年 7 月 25 日改正)	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 7 号「金融商品：開示」 IFRS 第 9 号「金融商品」(2013 年) IAS 第 1 号「財務諸表の表示」 IAS 第 19 号「従業員給付」 														
企業会計基準委員会による修正会計基準の名称	「削除又は修正」の対象となる会計基準等														
企業会計基準委員会による修正会計基準第 1 号「のれんの会計処理」	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 3 号「企業結合」 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 														
企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 7 号「金融商品：開示」 IFRS 第 9 号「金融商品」(2010 年) IAS 第 1 号「財務諸表の表示」 IAS 第 19 号「従業員給付」 														

以 上